

和歌山電鐵株式会社の鉄道事業の旅客運賃の  
変更認可申請に関する意見募集の結果について

令和8年6月12日  
国土交通省近畿運輸局

近畿運輸局では、令和8年5月1日（金）から令和8年5月15日（金）まで、和歌山電鐵株式会社の鉄道事業の旅客運賃の変更認可申請について、e-Govを通じてご意見を募集し、また、近畿運輸局ホームページ上にて意見の募集について周知しました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】  
国土交通省近畿運輸局鉄道部監理課  
電話：06-6949-6439

和歌山電鐵株式会社の鉄道事業の旅客運賃の変更認可申請に関する

意見募集に対して頂いたご意見とそれに対する考え方

○パブリックコメント意見提出総数：2件

○意見募集期間：令和8年5月1日（金）～令和8年5月15日（金）

	ご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>上限変更賛成であるが、改定幅が不十分であると考える。</p> <p>今まで、保線もままならないほどの低額で鉄道事業を行ってきたことが不適切であり、値上げ自体は当然であるが、事業者の提出資料からも、今回の改定幅では安定した鉄道事業の維持には不十分であることが読み取れる。たとえば、倍程度の値上げであってもよかったのではないかと考える。行政からも、安定した経営に基づく安全な鉄道事業の維持が可能であるよう、事業者を指導してほしい。</p>	<p>申請者によると、鉄道施設の維持更新や安全確保に要する費用が増大するなか、今後も安全・安定輸送を継続できるよう運賃改定をお願いするものですが、いっぽうで、地域の日常利用を担う公共交通機関としてお客様の負担感にも配慮しつつ、改定率や運賃水準を総合的に判断したものです。引き続き、経営努力を行うとともに、安全・安定輸送の確保に努めてまいりますとのことです。</p> <p>また、いただいたご意見は今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

<p>2</p>	<p>本件上限運賃変更認可申請自体は、適法であると思われるが、以下の通り意見する。</p> <p>1. 本件申請に係る運賃改定は申請から約2か月後を予定している。標準審査期間の上限4か月を下回る期日を予定しているが、申請者としてその意図を伺いたい。</p> <p>2. 申請者HPによれば、実施運賃は別途予定しているとのことであるが、今後上限までの実施運賃引き上げはどのように判断される予定か。</p> <p>3. 収入原価総括表について  (1) 配当所要額は実績年度（令和6年度）と推定・平年度で大幅に異なる。申請者に対しては、それぞれどのように算定したかを伺いたい。処分庁たる近畿運輸局長に対しては、「中小民鉄事業者の収入原価算定要領」で計算した場合の額はどうか、お伺いしたい。</p>	<p>1. について  申請者によると、運賃改定の実施時期につきましては、関係機関とも相談のうえ設定しておりますとのことです。標準処理期間は目安としてお示ししておりますが、本件申請を妨げるものではありません。</p> <p>2. について  申請者によると、実施運賃につきましては、現時点では具体的な引き上げの予定はありません。今後の社会情勢、ご利用状況、経営環境等を総合的に勘案しながら、適切に対応したいと存じますとのことです。</p> <p>3. (1) について  申請者によると、推定・平年度の配当所要額につきましては、「中小民鉄事業者の収入原価算定要領」に基づき、払込資本金に対し10%配当に必要な額を適正利潤として算定しておりますとのことです。  算定は適正であることを確認しております。</p>
----------	--	--

<p>(2) 近畿運輸局長にお伺いする。鉄道事業法 16 条 2 項は、「認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならぬ。」と定めている。</p> <p>ア 通達である「中小民鉄事業者の収入原価算定要領」に基づき、収入と原価・適正利潤を計算し、前者が後者を下回れば、鉄道事業法 16 条 2 項の要件を満たすという認識でよいか。</p> <p>イ 同通達を用いて計算することは、上下分離を行い、相応の支援を地方自治体等から受けている場合も同様か。</p> <p>ウ 鉄道事業法 16 条 2 項の要件を満たしている場合に、それ以外の事由（公益性や、収支率が著しく低いなど）に認可しないことや、修正して認可することはありえるか。</p> <p>4. 参考資料についてお伺いする。</p> <p>(1) これは、鉄道事業法施行規則 32 条 2 項にいうどの書類にあたるのか。</p> <p>(2) 他の地方運輸局では、「中心換算キロ程表」の添付を求めているように見受けられる申請書があるが、近畿運輸局ではそのような取り扱いをしていないということか。</p>	<p>3. (2) ア及びイについてご認識のとおりです。</p> <p>3. (2) ウについて法令に照らし適正であると判断される場合は認可をいたします。</p> <p>4. (1) について参考資料は鉄道事業法施行規則第 3 2 条第 2 項第三号の「変更しようとする旅客運賃等の上限の種類、額及び適用方法」であるとして受理しました。</p> <p>4. (2) について当該書類が審査の過程において必要であると判断された場合には、鉄道事業法施行規則第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、申請者に対し提出を求めることとなります。</p>
---	--